

入間市地域公共交通協議会条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号</u>に規定する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</p> <p>(7)・(8) 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第6項第3号</u>に規定する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</p> <p>(7)・(8) 略</p>